
環境省における災害廃棄物対策の 最近の取組状況について

令和6年10月

環境省 環境再生・資源循環局
環境再生事業担当参事官付 災害廃棄物対策室

高柳 達



- 1. 災害廃棄物対策の基本**
- 2. 環境省が進める災害廃棄物対策**
- 3. 令和6年能登半島地震への対応**

災害廃棄物処理の基本

災害廃棄物とは

- 災害廃棄物とは、自然災害に起因して発生する**一般廃棄物**。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に則り、**一般廃棄物の処理責任を有する市町村**が収集・運搬し、適正に処理を行う必要がある。
⇒平時より、**一般廃棄物処理業者をはじめとする関係主体と連携し、災害廃棄物処理計画を策定**するなどの措置を講じる必要がある。
- ただし、大規模災害など市町村による処理が困難な場合には、処理の一部について、都道府県への事務委託又は国による代行処理を行う場合がある。

< 関連規定の抜粋（廃棄物処理法） >

第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに**生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的**とする。

第二条の三 非常災害により生じた廃棄物は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、**生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止**しつつ、その適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理されなければならない。

2 非常災害により生じた廃棄物は、**当該廃棄物の発生量が著しく多量**であることを踏まえ、その円滑かつ迅速な処理を確保するとともに、将来にわたって生ずる廃棄物の適正な処理を確保するため、**分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、適切な配慮**がなされなければならない。

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、**災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理**を行うために要する費用の一部を**補助することができる**。

近年の大規模災害における災害廃棄物の発生量及び処理期間

災害名	災害の種別	発生年月	損壊家屋数 [棟]						災害廃棄物量 [万トン]	処理期間
			全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	焼損		
東日本大震災 ^(※1)	地震・津波	H23年 3月	122,005	283,156	749,732	1,489	9,786	火災 (330件)	3,100 (津波堆積物 1,100を含む)	約3年 (福島県を除く)
阪神・淡路大震災 ^(※2)	地震	H7年 1月	104,906	144,274	390,506			7,574	1,500	約3年
熊本地震 ^(※3) (熊本県)	地震	H28年 4月	8,657	34,491	155,095			火災 (15件)	311	約2年
平成30年7月豪雨 ^(※4) (岡山県, 広島県, 愛媛県)	水害	H30年 7月	6,603	10,012	3,457	5,011	13,737		190 ^(※5)	約2年
令和元年房総半島台風 ・東日本台風 ^(※6)	水害	R1年 9~10月	3,650	33,951	107,717	8,256	23,010		109 ^(※7)	約2.5年
新潟県中越地震 ^(※8)	地震	H16年 10月	3,175	13,810	105,682			建物火災 (9件)	60	約3年
令和2年7月豪雨 ^(※9)	水害	R2年 7月	1,627	4,535	2,116	1,741	6,266		42.4 ^(※10) (土砂混じり がれきを含む)	約2.5年
令和4年福島県沖地震 ^(※11)	地震	R4年 3月	224	4,630	52,388				37.0 ^(※12)	
令和5年石川県能登地方地震 ^(※13)	地震	R5年 5月	30	169	535				5.8 ^(※14)	
令和5年梅雨前線による大雨 ^(※15)	水害	R5年 6月~7月	66	1,090	976	7,794	14,268		9.6 ^(※16)	

(※1) 消防庁災害情報の合計 (令和3年3月9日時点)

(※2) 消防庁災害情報の合計 (平成18年5月19日時点)

(※3) 内閣府防災被害報告の合計 (平成31年4月12日時点)

(※4) 主要被災3県の公表値の合計 (平成31年1月9日時点)

(※5) 主要被災3県の合計 (令和3年3月時点)

(※6) 内閣府防災被害報告の合計 (令和2年4月10日時点)

(※7) 被災自治体からの報告の合計 (令和4年3月末時点)

(※8) 内閣府防災被害報告の合計 (平成21年10月27日時点)

(※9) 消防庁災害情報の合計 (令和3年11月26日時点)

(※10) 被災自治体からの報告の合計 (令和5年2月末時点)

(※11) 消防庁災害情報の合計 (令和5年3月24日時点)

(※12) 令和5年1月末時点の調査における推計値

(※13) 消防庁災害情報の合計 (令和5年6月7日時点)

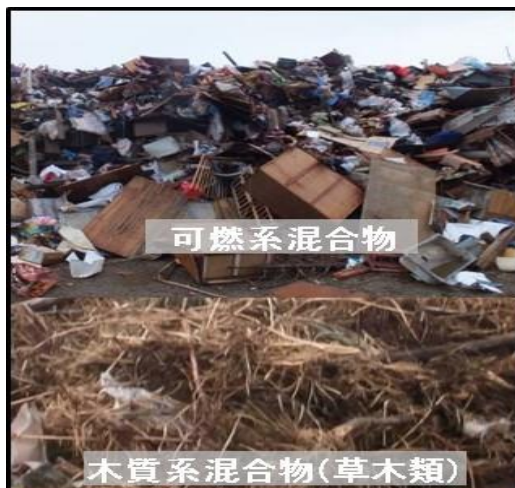
(※14) 令和5年9月21日時点の調査における推計値

(※15) 令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号、令和5年6月29日からの大雨等、令和5年7月15日からの大雨等の合計値
消防庁災害情報の合計 (令和5年8月16日時点)

(※16) 令和5年9月21日時点の調査における推計値

災害廃棄物の種類

- 災害時には、様々な種類の廃棄物が、一度に大量に発生。



災害廃棄物処理の流れ



<被災地域>

- 被災した家屋から出て来た片付けごみ等の撤去
- 収集、運搬
- 廃棄物の一時集積 など

<仮置場>

- 一次仮置場
- 粗選別、分別
- 保管
- 処理困難物の対応 (比較的規模の大きい災害)
- 二次仮置場
- 移動式及び仮設処理施設による中間処理 など

<処理・処分先>

- 既存の中間処理施設 (産廃施設も含む)
- 最終処分
- 再資源化 (復興資材への利用)

災害廃棄物処理の必要性

- 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、**生活環境の保全・公衆衛生の確保**のために非常に重要であり、**被災地域の早期の復旧・復興**のために必要。

＜初動対応が遅れ、早期の復旧・復興に支障が生じた過去の事例＞

【事例 1】

初動対応の遅れにより、身近な空地や道路脇等に災害廃棄物が集積された事例。

⇒このような集積場所が多数できると生活環境の悪化や、収集や解消に多大な労力を要する。



【事例 2】

仮置場に災害廃棄物が分別されずに混合状態で搬入された事例。

⇒災害廃棄物の搬出が困難になることや生活環境の悪化、処理・処分費用の増大、処理期間の長期化等が問題になる。



事前準備（災害廃棄物処理計画）に基づいた
迅速かつ適切な初動対応が重要！

災害時の一般廃棄物処理に係る初動対応

- 災害時には、平時からの処理（生活ごみ等）と災害時に特有な処理（避難所ごみ等）を、並行して実施することとなる。



災害廃棄物処理の三原則

- 災害廃棄物の処理は、被災した**市民の衛生環境や安全**を第一とし、**スピード**感を持って処理にあたることも重要であるとともに、処理負担が自治体の財政を圧迫する可能性もあるため、**費用**にも配慮する必要がある。
- また、最終処分場の延命化のため、リサイクル率を高める努力が必要であり、**分別・リサイクルを推進**することは、安全・スピード・費用負担の改善に繋がる。

安全

- **被災した市民の衛生環境や安全を第一**に。
- **アスベスト**を含む廃棄物や**危険物・有害廃棄物等**（スプレー缶、薬品、灯油等）は、安全に十分配慮しながら丁寧な処理が必要。

災害廃棄物 処理の三原則

スピード

- **周辺の環境や住民の健康に著しい悪影響**を及ぼしている場合（例：腐敗性の廃棄物、発火の恐れがある廃棄物等）は、スピード重視で処理を行う必要がある。

費用

- 災害廃棄物処理計画の作成等、災害が起きる前に対策を進めておくことは、被災地域の**経済的負担を軽減**することに繋がる。
- これら多額の予算を執行するためには、**膨大な量の事務作業が発生**するので、早めに必要な人員を確保することも重要。

環境省の進める災害廃棄物対策

政府全体での巨大災害に対する検討状況

南海トラフ

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
(R3.5 改正)

南海トラフ地震防災対策推進基本計画
(中央防災会議 R3.5 改)

被害想定
(内閣府防災 R元.6)

◇災害廃棄物発生量推計
(津波堆積物含む)

2億4千万トン

出典:令和3年度災害廃棄物対策推進検討会

◇災害廃棄物処理計画策定率
目標値
令和7年度60%
(全国の全市区町村)

首都直下

首都直下地震対策特別措置法
(H30 改正)

首都直下地震緊急対策推進基本計画
(中央防災会議 H27.3)

首都直下地震の被害想定と対策について
(内閣府防災 H25.12)

◇災害廃棄物発生量推計
(火災による消失被害含む)

1億1千万トン

出典:「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて 中間取りまとめ」
H26.3 環境省

◇災害廃棄物処理計画策定率
目標値
100%に近づける
(1都3県の全市町村)

日本海溝・千島海溝

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 (R4.6 改正)

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画
(中央防災会議 R4. 改定予定)

被害想定
(内閣府防災 R3.12)

◇災害廃棄物発生量推計
(津波堆積物含む)

日本海溝モデル **7,600万トン**

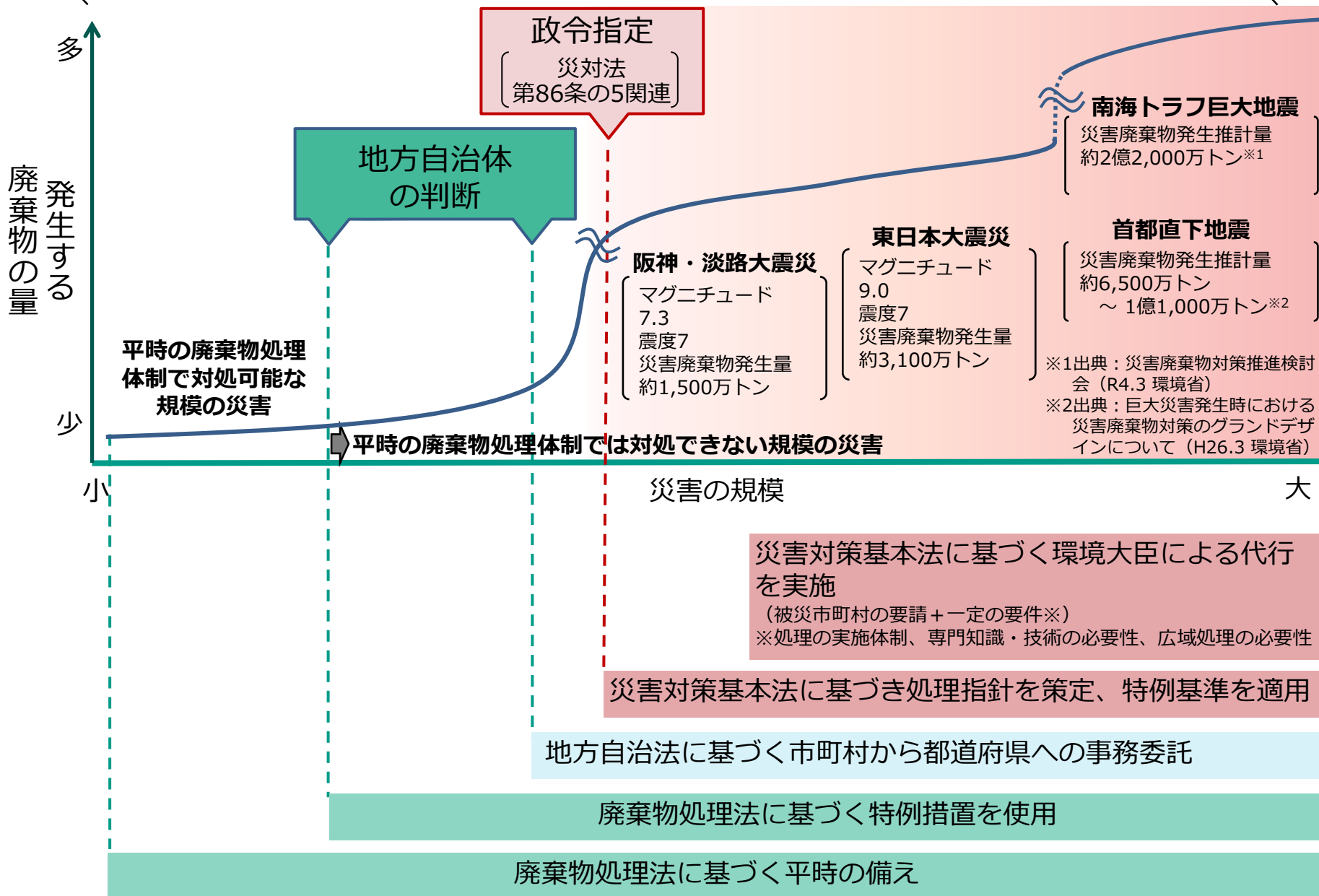
千島海溝モデル **3,900万トン**

出典:令和5年度災害廃棄物対策推進検討会

◇災害廃棄物処理計画策定率
目標値
令和7年度70%に近づける
(推進地域の市町村)

東日本大震災を大きく上回る大量の災害廃棄物が発生する可能性

災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置の考え方



災害廃棄物対策の推進について

国（環境省）での施策方針

- ◆ まずは地方公共団体レベルで災害廃棄物の処理を行える体制作りをサポート
 - ◆ 同時に、市区町村で処理が難しい場合等に備え、広域レベルでの連携支援体制を構築
- ※災害廃棄物は市区町村が主体となって処理

地方公共団体 レベルの取組

- 災害廃棄物処理計画、事業継続計画等の策定
- 廃棄物処理体制の整備（施設整備を含む）
- 都道府県や近隣自治体との連携強化、災害協定の締結
- 人材育成・確保、研修・セミナーへの参加

など

地域ブロック レベルの取組

- 地域ブロック協議会の運営、他省庁等との連携強化
- 大規模災害に備えた行動計画の策定
- 災害廃棄物対策の取組事例・処理ノウハウの共有
- セミナーや人材交流等の人材育成
- 合同防災訓練の実施

など

全国レベルの 取組

- 災害廃棄物処理のノウハウの蓄積・検証
- 国内の災害廃棄物取組状況の調査
- 全国規模の地域ブロック間の広域連携の推進
- 災害廃棄物処理に関する技術開発
- 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）の整備
- 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク制度）の整備

など

災害廃棄物処理計画の策定状況

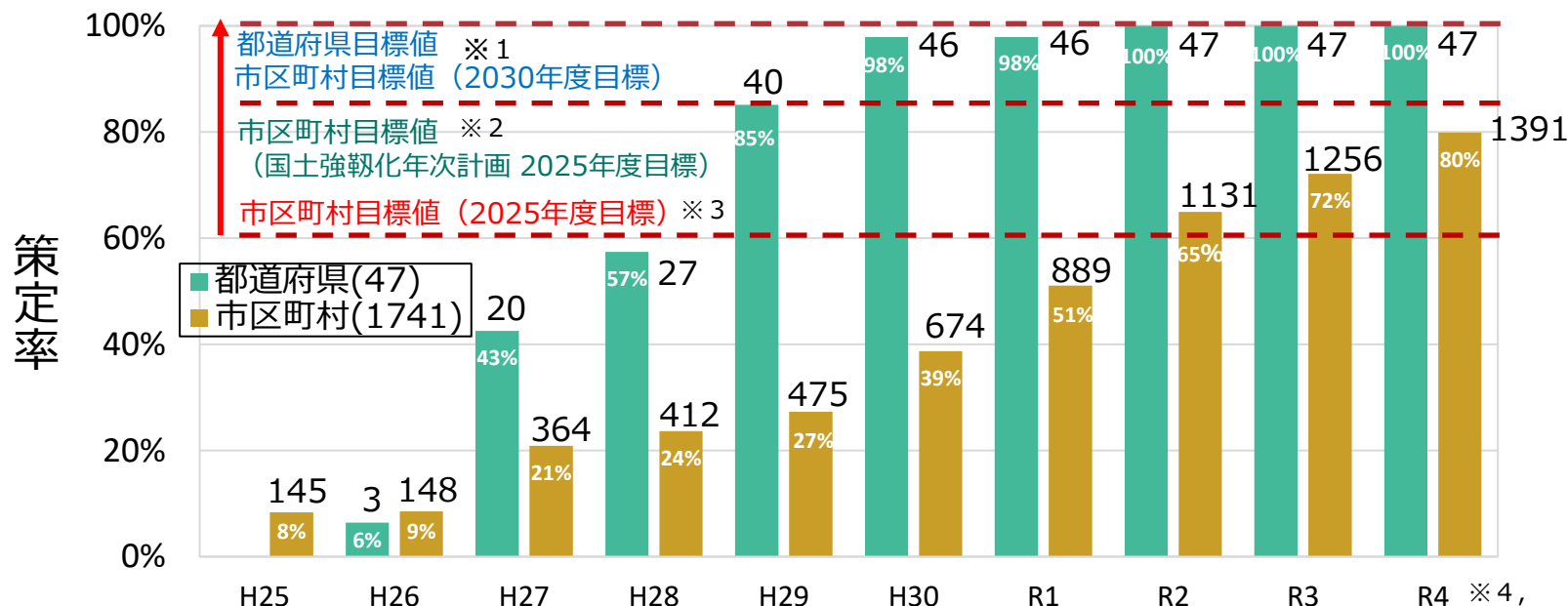
災害廃棄物処理計画について

市区町村

自ら被災することを想定し、平時の備えや発生した災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するための災害応急対策・復旧・復興対策等対応に必要な事項をとりまとめたもの

都道府県

被災した市区町村等に対する支援を行うため、平時の備え、災害応急対策・復旧・復興対策等に必要な事項をとりまとめたもの



※1.第5次循環型社会推進基本計画(案)に基づく2030年度目標(都道府県:100% 市区町村:100%)

※2.国土強靱化年次計画2023に基づく2025年度目標(市区町村:85%)

※3.第4次循環型社会推進基本計画に基づく2025年度目標(都道府県:100% 市区町村:60%)

※4.平成25年度以前は市町村の策定率のみ調査を実施 ※5.データの取得時点は各年度末

今後の
施策課題

- ・ 未策定自治体における計画策定促進
- ・ 策定済み自治体における必要に応じた実効性のある計画への改訂促進

地域ブロック協議会の設立

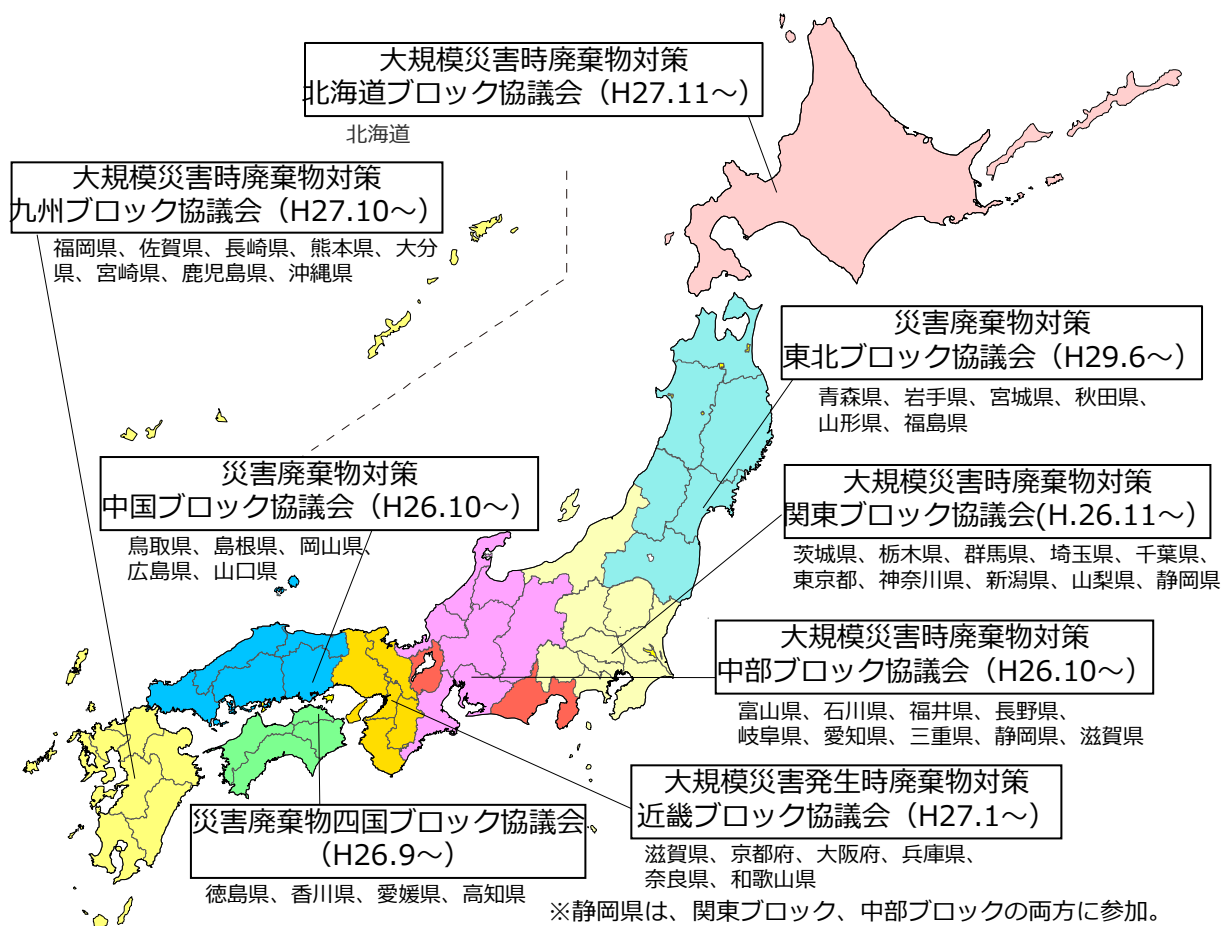
- 地域の災害廃棄物対策を強化すべく、地方環境事務所が中心となって、関係省庁や自治体、事業者団体等の参画のもと、**地域ブロック協議会を全国8箇所に設立**。
- 平時からの備えとして、地域ブロック別の**災害廃棄物対策行動計画の策定**、地域ブロックにおける**共同訓練の開催**、**自治体に対する処理計画の策定支援や訓練への協力**を実施。

地域ブロック協議会の活動内容

- ①地域ブロック協議会の運営
- ②地域ブロック別の災害廃棄物対策行動計画等の見直し
- ③自治体等向けセミナー・見学の実施
- ④自治体の災害廃棄物処理計画策定支援
- ⑤地域ブロックにおける共同訓練の実施
- ⑥地域ブロック内における実態の基礎調査・技術調査
- ⑦発災した災害に関する災害廃棄物処理に関する記録誌等の作成

構成

環境省、関係省庁地方支分部局、都道府県、主要な市町村、廃棄物処理事業者団体、専門家 等



「災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）」について

（1）制度の概要

- 環境省から全国の地方公共団体に対し、災害廃棄物処理を経験し、知見を有する職員の推薦を依頼。地方公共団体の推薦を受けた職員を「災害廃棄物処理支援員」（以下「支援員」）として名簿に登録。
- 災害発生時には被災地方公共団体の要請により「災害廃棄物処理支援員」を派遣
- 災害廃棄物処理支援員による活動内容
 - ・ 災害廃棄物処理の方針にかかる助言・調整等
 - ・ 災害廃棄物処理の個別課題の対応にかかる助言・調整等
- 災害廃棄物処理支援員への研修・訓練



茨城県取手市の支援を行う
栃木県栃木市職員
(令和5年台風第2号)
※環境省撮影

（2）これまでの支援実績（令和6年10月15日時点）

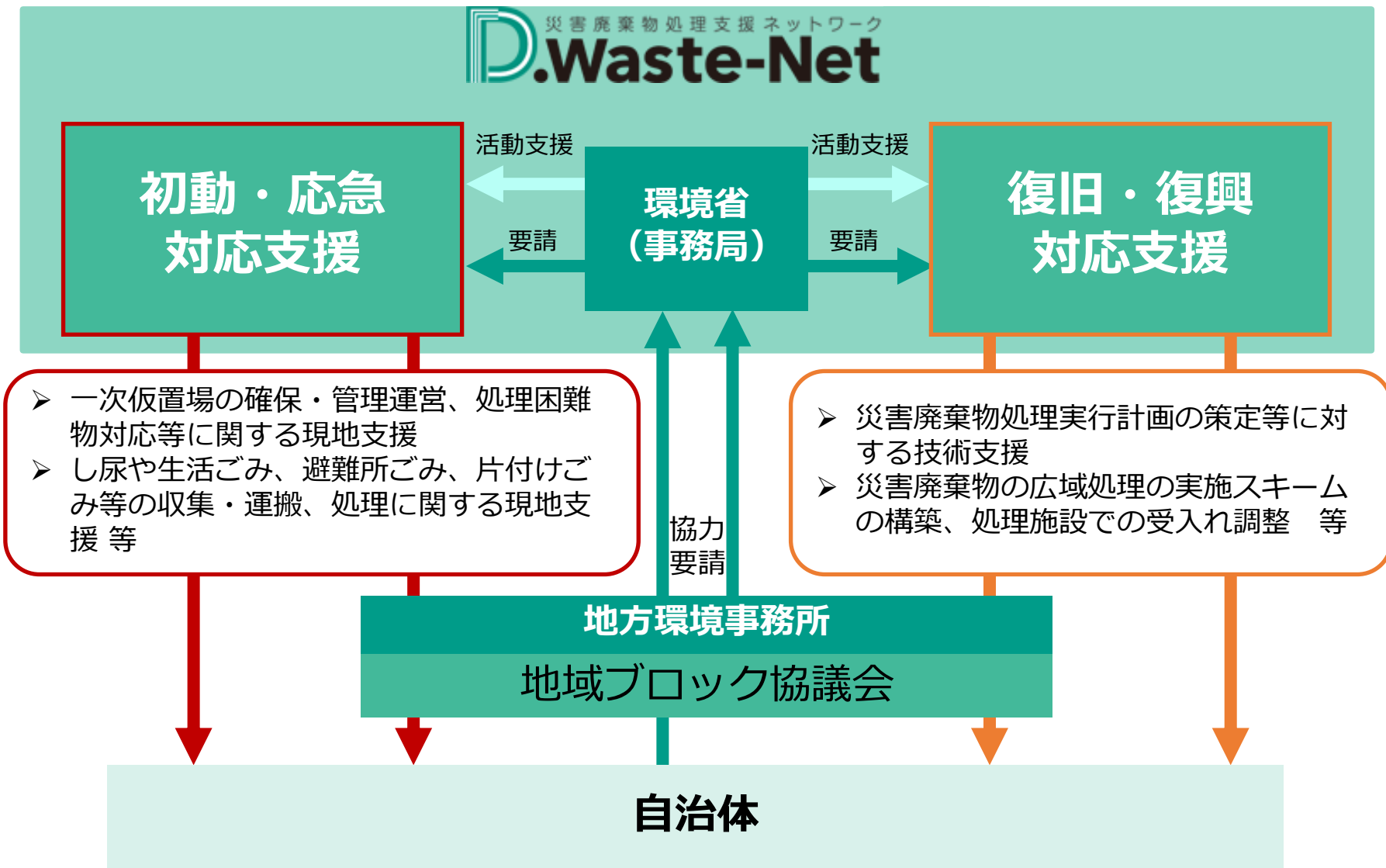
- 令和3年8月31日：支援員2名が静岡県熱海市で支援
- 令和3年9月～12月：支援員1名が広島県北広島町で支援
- 令和4年8月16～20日：支援員1名が青森県鱒ヶ沢町で支援
- 令和4年8月24～26日：支援員1名が石川県小松市で支援
- 令和4年8月26～28日：支援員3名が新潟県村上市、関川村で支援
- 令和4年8月31～9月2日：支援員1名が福井県南越前町で支援
- 令和4年10月13～15日：支援員1名が石川県小松市で支援
- 令和4年10月24～31日：支援員1名が静岡県川根本町で支援
- 令和5年6月5～14日：支援員6名、補佐職員7名が茨城県取手市で支援
- 令和5年7月27～28日：支援員1名が石川県珠洲市で支援
- 令和5年7月21日～9月21日：支援員10名、補佐職員9名が秋田県秋田市で支援
- 令和5年9月7日～11月16日：支援員1名が山口県美祢市で支援
- 令和6年1月5日～継続派遣中：支援員90名、補佐職員78名が石川県各市町等で支援（10/15現在）
- 令和6年8月21日～9月11日：支援員2名、補佐職員1名が山形県鮭川村で支援

※令和6年10月15日時点：登録者350名



秋田県秋田市の支援を行う東京都職員
(令和5年7月15日からの大雨)
※環境省撮影

災害廃棄物処理支援ネットワーク支援の仕組み



災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）のメンバー及び活動実績

メンバー（令和6年10月時点）（五十音順）

活動実績

初動・応急対応

（1）研究・専門機関

（研究機関・学会）

- （国研）国立環境研究所
- （一社）廃棄物資源循環学会
- （公財）廃棄物・3R研究財団

（専門機関）

- （一財）日本環境衛生センター
- （公社）日本ペストコントロール協会
- （公社）におい・かおり環境協会
- （公財）自動車リサイクル促進センター

（2）一般廃棄物関係団体

（自治体）

- （公社）全国都市清掃会議
- ##### （民間）
- 全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会
 - 全国環境整備事業協同組合連合会
 - （一社）全国清掃事業連合会
 - （一社）日本環境保全協会

復旧・復興対応

（1）研究・専門機関

（研究機関・学会）

- （国研）国立環境研究所
- （公社）地盤工学会
- （一社）廃棄物資源循環学会

（専門機関）

- （一財）日本環境衛生センター

（2）廃棄物処理関係団体

- （一社）環境衛生施設維持管理業協会
- （一社）持続可能社会推進コンサルタント協会
- （一社）セメント協会
- （公社）全国産業資源循環連合会
- （一社）泥土リサイクル協会
- （一社）日本環境衛生施設工業会
- （一社）日本災害対応システムズ

（3）建設業関係団体

- （公社）全国解体工事業団体連合会
- （一社）日本建設業連合会

（4）輸送等関係団体

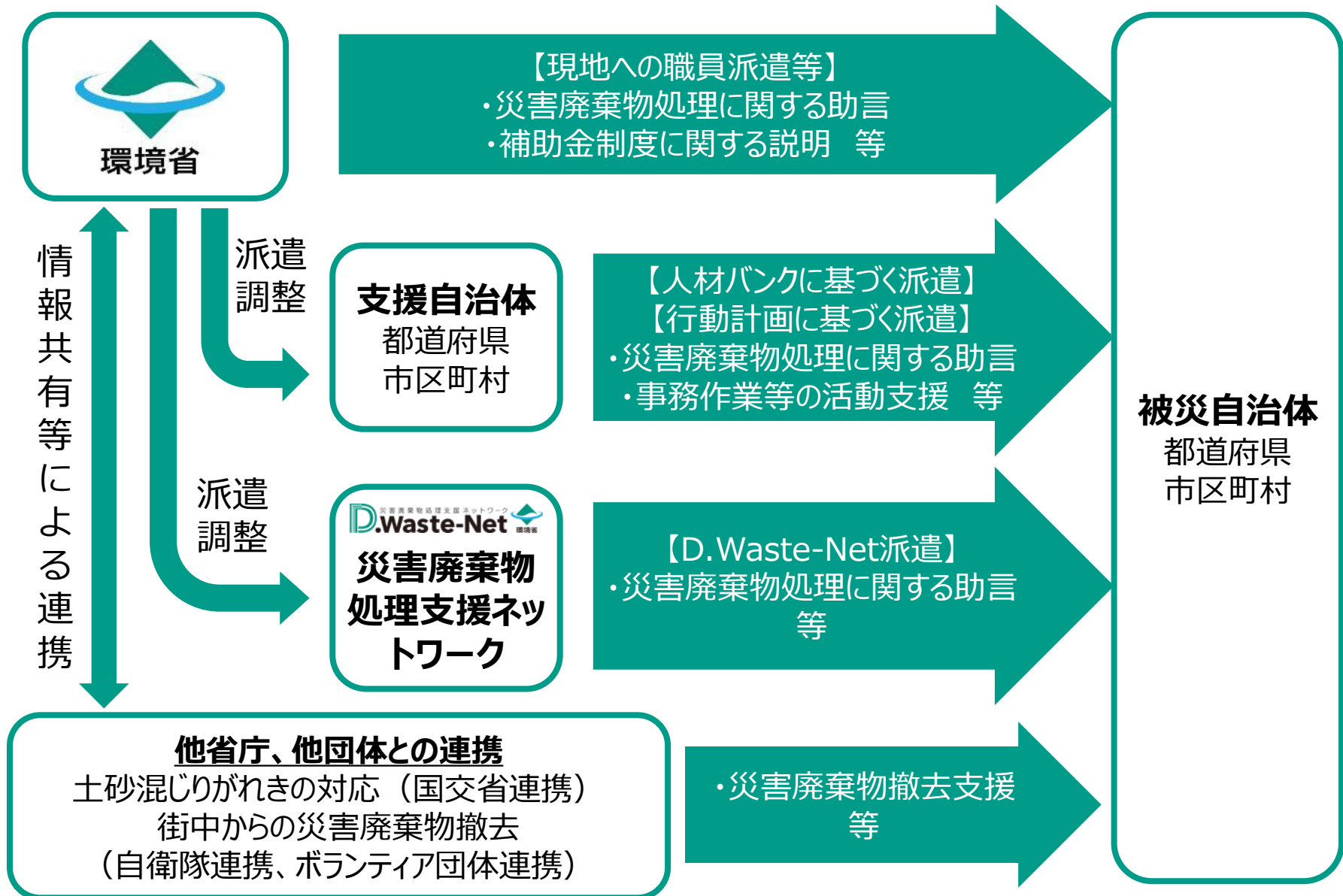
- 日本貨物鉄道株式会社
- 日本内航海運組合総連合会
- リサイクルポート推進協議会

発生年月

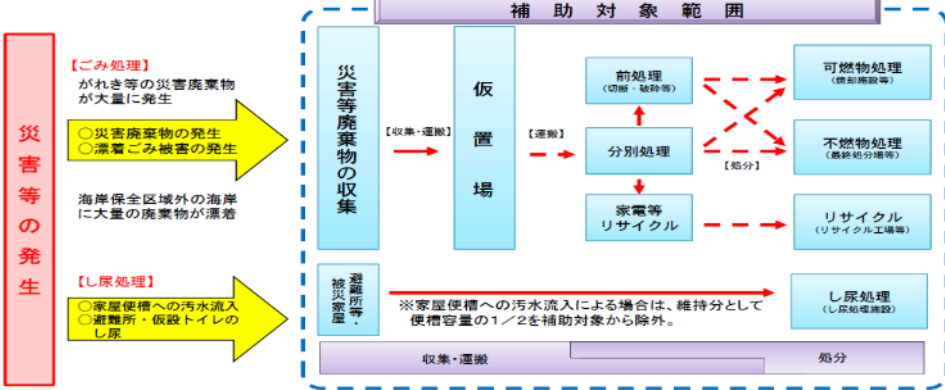
災害名

平成27年9月	平成27年9月関東・東北豪雨
平成28年4月	平成28年熊本地震
平成28年9月	平成28年台風第9,10,11号
平成28年10月	平成28年鳥取中部地震
平成28年12月	平成28年糸魚川市大規模火災
平成29年7月	平成29年7月九州北部豪雨
平成30年6月	平成30年大阪府北部地震
平成30年7月	平成30年7月豪雨
平成30年9月	平成30年北海道胆振東部地震
令和元年8月	令和元年8月の前線に伴う大雨
令和元年9月	令和元年台風第15号
令和元年10月	令和元年台風第19号
令和2年7月	令和2年7月豪雨
令和3年8月	令和3年8月豪雨
令和4年8月	令和4年8月大雨
令和4年9月	令和4年台風15号
令和5年7月	令和5年7月15日からの大雨
令和5年9月	令和5年台風第13号
令和6年1月	令和6年能登半島地震
令和6年9月	令和6年9月20日からの大雨

発災時災害廃棄物に関する被災地支援スキーム



災害廃棄物処理事業の概要について

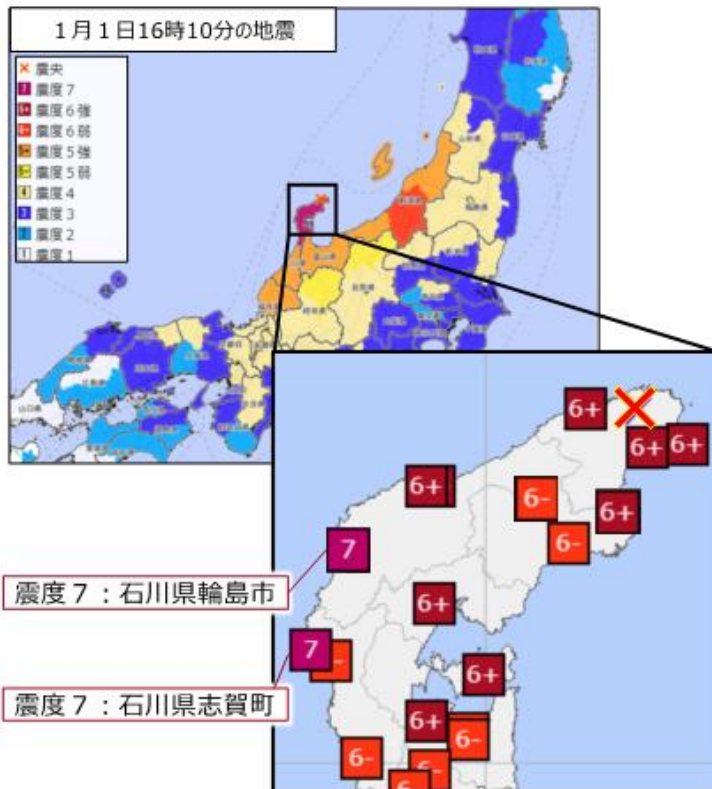
補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金	
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 ▶ 災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分 ▶ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の収集、運搬及び処分（災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る） 	 <p>補助対象範囲</p> <p>災害等の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> 【ごみ処理】がれき等の災害廃棄物が大量に発生 ○災害廃棄物の発生 ○漂着ごみ被害の発生 海岸保全区域外の海岸に大量の廃棄物が漂着 【し尿処理】○家屋便槽への汚水流入 ○避難所・仮設トイレのし尿 <p>災害等廃棄物の収集 → 仮置場 → 前処理(切屑・磁石等) / 分別処理 / 家電等リサイクル → 可燃物処理(燃却施設等) / 不燃物処理(最終処分場等) / リサイクル(リサイクル工場等)</p> <p>被災家屋・避難所等 → し尿処理(し尿処理施設)</p> <p>※家屋便槽への汚水流入による場合は、維持分として便槽容量の1/2を補助対象から除外。</p>
補助先	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）	
要件	<p>政令指定都市：事業費80万円以上 その他の市町村：事業費40万円以上</p> <p>降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの 暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上によるもの 高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの</p> <p>地震：異常な天然現象によるもの（震度基準なし） 積雪：過去10年間の最大積雪深平均値超目づ1m以上 その他：異常な天然現象によるもの 等</p>	
補助率	1 / 2	
地方財措置	<p><通常災害時></p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 地方負担の80%について特別交付税措置 <p><激甚災害時></p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 激甚災害による負担が一定の水準を超えた市町村にあっては、残りの20%について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の57%について特別交付税措置 	
根拠条文	<p>◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。</p>	

発災時の災害廃棄物対策について ～令和6年能登半島地震への対応～

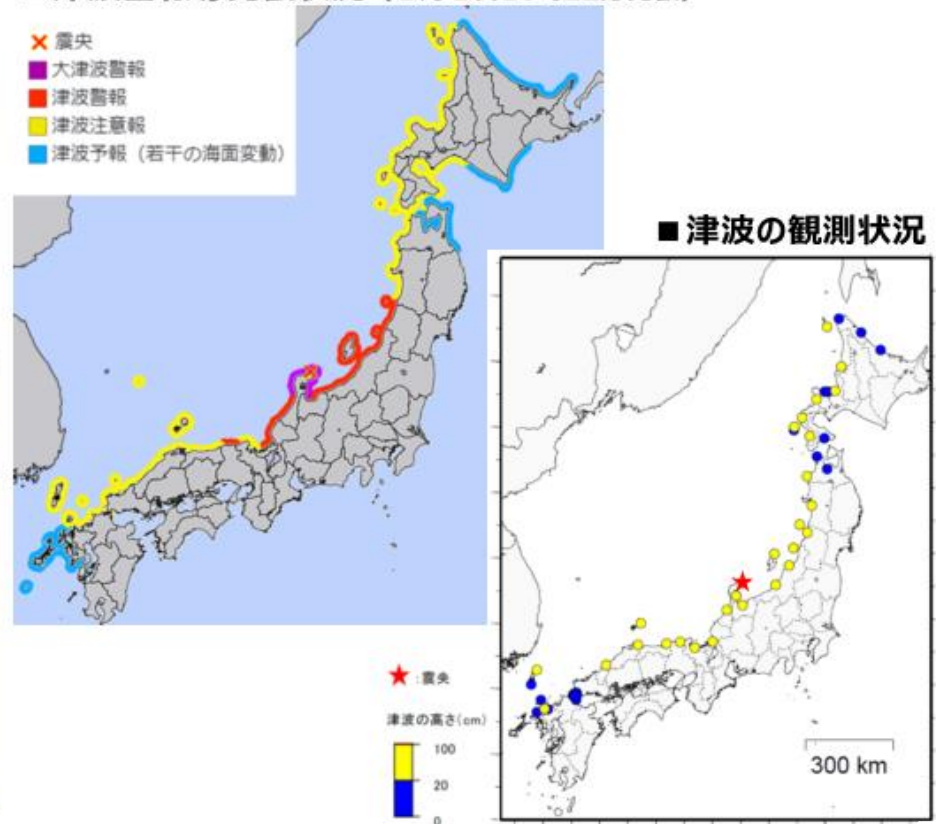
令和6年能登半島地震の概要

- 令和6年1月1日16時10分にマグニチュード7.6、深さ16kmの地震が発生し、石川県輪島市、志賀町で震度7を観測したほか、北海道から九州地方にかけて震度6強～1を観測。
- この地震により石川県能登に対して大津波警報を、山形県から兵庫県北部を中心に津波警報を発表し、警戒を呼びかけ。
- 気象庁では、1月1日のM7.6の地震及び令和2年12月以降の一連の地震活動について、その名称を「令和6年能登半島地震」と定めた。

■ 震度分布図



■ 津波警報等発表状況（1月1日16時22分発表）



住家の被害状況 [棟] (令和6年10月15日時点)

都道府県名	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	合計
新潟県	109	3,933	18,658		14	22,714
富山県	257	797	20,926			21,987
石川県	6,058	18,091	64,638	6	5	88,798
合計	6,424	22,821	104,222	6	19	133,499

※ 表の数字は各県HPの被害報告より引用。新潟県、富山県は9/30(最新値)の棟数を記載。

※ 非住家被害は、石川県は公共建物330棟,その他34,732棟、新潟県は非公共68棟。また、富山県は未分類7棟。

新潟県新潟市 路面の隆起
(1月2日)



石川県穴水町 民家の被害
(1月5日)



石川県七尾市 道路被害
(1月9日)



※画像は全て環境省撮影

災害廃棄物対策の基本方針

- 現地支援チームを被災地に派遣し、被災市町村のニーズに即してきめ細やかな対応

1. 生活ごみ処理（し尿・日常生活ごみ）

- 職員派遣、現地支援チーム設置、現地状況把握
(人材バンクを活用した自治体職員の派遣)
- 避難所の仮設トイレ等からのし尿の回収・搬出
- 生活ごみ、片付けごみ等処理する処理施設の被災復旧・代替施設の確保



能登町での浄化槽の状況確認

2. 災害廃棄物撤去

- 災害廃棄物の仮置場の確保・設置
- 被災家屋の片付けごみ・家屋解体ごみ等の撤去・仮置場への搬出
- 全国の市町村や民間事業者等（災害廃棄物処理支援ネットワーク等）の応援による収集運搬支援



輪島市での仮置場の状況確認

3. 災害廃棄物処理

- 仮置場からの搬出、処理施設での処理
- 周辺自治体や民間事業者等の受け入れによる広域処理

環境省の支援体制

環境本省

災害廃棄物対策チーム
廃棄物適正処理推進課・災害廃棄物対策室・浄化槽推進室



石川県 現地支援チーム (能登創造的復興タスクフォース)

石川県庁常駐・巡回

・派遣期間：1月2日～

6市町常駐・巡回

・派遣期間：1月5日～
・派遣先：珠洲市、輪島市、
能登町、穴水町、志賀町、
七尾市

富山県・新潟県派遣

・派遣期間：1月2日～（新潟）
3日～（富山）

D.Waste-Net

- ・持続可能社会推進コンサルタント協会（専門家派遣）
- ・におい・かおり環境協会（専門家派遣）
- ・日本環境衛生センター（専門家派遣）
- ・全国都市清掃会議（収集支援）
- ・全国清掃事業連合会（収集支援）

人材バンク

- ・派遣期間：1月5日～
- ・派遣先：2県14自治体

応援職員短期派遣※

- ・派遣期間：1月13日～
※災害廃棄物中部ブロック
広域連携計画等
- ・派遣先：2県13自治体

本ペーパーに記載されている団体は一例であり、
多くの関係者からご協力をいただき、被災地を支援している。

災害廃棄物の発生量推計（石川県）

○実行計画(R6.2)では、解体対象を「**22,499棟**」と推計していたが、8月19日時点でこれを大きく上回る「**26,774棟**」の申請

◆ **各市町が被害棟数や申請棟数の推移等を踏まえ、解体棟数を見直し（県とりまとめ）**

解体見込棟数 22,499棟 ⇒ **32,410棟 (+9,911棟)**

災害廃棄物発生推計量 244万 t ⇒ **332万 t (+88万 t)**



➡ **解体見込棟数は増えたが、解体完了は引き続き来年10月を目標とし、さらに一日でも早い完了を目指す。**

◆ **公費解体の完了目標：令和7年10月末（災害廃棄物の処理完了：令和8年3月末）**

◆ **中間目標：令和6年12月末、1万2千棟解体完了**

市町名	実行計画[R6.2]		実績 申請棟数 (R6.8.19)	見直し[R6.8]	
	推計解体棟数	災害廃棄物発生 推計量(t)		解体見込棟数	災害廃棄物発生 推計量(t)
珠洲市	5,562	575,800	5,811	7,195	756,535
輪島市	3,584	349,000	7,985	9,685	932,990
能登町	2,759	313,100	2,326	2,759	287,739
穴水町	2,490	247,700	2,285	2,451	254,279
七尾市	4,261	497,800	3,088	3,500	362,360
志賀町	2,269	289,500	3,177	4,012	476,656
その他	1,574	167,300	2,102	2,808	250,161
16市町計	22,499	2,440,200	26,774	32,410	3,320,720

(参考)
○H28熊本地震
・35,675棟
・311万 t
○H19能登半島地震
・3,115棟
・25万 t

令和6年8月26日「公費解体加速化プラン」

災害廃棄物のスケジュール（石川県）

■ 令和7年度末の処理完了を目標とする

		令和5年度			令和6年度												令和7年度														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
県災害廃棄物 処理実行計画		★ 計画の実行（必要に応じて見直し）																													
		★ 基本方針			★ 実行計画の策定																										
県内 処理	仮置場の設置運営	★ 開設 設置運営																													
	公費解体工事の実施	★ 選定																													
		★ 受付																													
		★ 解体工事実施																													
災害廃棄物の処理		★ 運搬、処分																													
広域処理		★ 調整																													
		★ 運搬、処分																													

石川県災害廃棄物処理の基本方針（令和6年2月6日策定）

公費解体の進捗状況について

- 公費解体の申請手続等の円滑化や面的な解体・撤去による工事加速化を支援し、解体申請棟数・解体実施棟数は着実に増加。今後更なる増加が見込まれる。
- 8月26日に石川県から「公費解体加速化プラン」が公表され、解体見込棟数等が見直された。

公費解体の主な取組状況

□公費解体の申請手続等の円滑化

- ・災害廃棄物の知見・経験を有する**環境省職員及び自治体職員の派遣**、申請受付事務を担当する**応援自治体職員及び他省庁職員の派遣**
- ・申請書類の合理化について**マニュアル等の策定・改訂**を行い周知
- ・**建物性が失われた家屋等は関係者全員の同意取得を不要**とし、登記官による職権滅失登記や土地家屋調査士の協力等により、申請手続を簡素化

□工事前調整の円滑化・効率化による解体工事発注の加速化

- ・工事前調整の効率化や委託技術者（補償コンサルタント）の体制確保・強化

□解体見込棟数の見直し、中間目標の設定等

- ・8月26日に「**公費解体加速化プラン**」を策定。
解体見込棟数の見直し(22,499棟⇒32,410棟)や中間目標の設定(令和6年12月末、12,000棟解体)、解体ピーク時の解体工事体制の拡充・強化(600班規模⇒1,120班)等を実施

	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末
申請棟数	10,279	16,971	21,767	25,212	28,200	30,040
解体実施棟数※1	316	1,277	3,116	6,389	10,149	14,512
(うち完了)	178	466	1,076	2,188	3,396	5,096
		+6,692	+4,796	+3,447	+2,988	+1,840
		+961	+1,839	+3,275	+3,760	+4,363
		+288	+610	+1,099	+1,208	+1,700

公費解体の進捗状況

<10月7日時点実績>

	解体棟数 (推計)※3	申請 棟数	解体実施棟数※4	
				完了棟数
珠州市	7,195	6,382	3,199	1,753
輪島市	9,685	9,341	4,524	972
能登町	2,759	2,685	1,375	528
穴水町	2,451	2,474	1,158	670
志賀町	4,012	3,476	1,985	537
七尾市	3,500	3,619	1,827	455
6市町以外	2,808	2,394	1,255	592
合計	32,410	30,371	15,323	5,507

※3 解体見込棟数は「公費解体加速化プラン(8/26)」より

※4 自費解体により先行実施(実体上は解体されており、公費解体扱いとして後日費用償還見込み)されたものを含む。

公費解体の円滑な運用

- 公費解体を含む災害廃棄物処理補助事業を円滑に運用・活用できるよう、**マニュアル等の策定・改訂**を行い、**申請書類の合理化や補助対象の考え方**について被災市町に周知。
- 申請に際して必要となる**相続等への対応**について、**司法書士会等と連携した相談窓口の設置・活用等**について被災市町に周知。

申請書類の合理化

- **公費解体・撤去マニュアルを改訂**し、実印及び印鑑登録証明書に代わる本人確認の方法として、運転免許証やマイナンバーカード等の公的機関が発行した顔写真付証明書を活用することや、登記事項証明書について市町が法務局から登記情報の提供を受けて確認する場合は申請者からの提出を不要とすることが考えられるなど、**申請書類の合理化の考え方を記載**。
- 4月2日に被災市町の担当者説明会を行い、改訂の主旨を説明。

補助対象となる建物の一部解体

- **建物の一部解体**の場合であっても、**登記上別棟又は構造上別棟**であると判断できる場合などは**補助対象となり得ること**について、マニュアル等により周知。

相続・同意取得等への対応

- 被災者が申請に必要な**相続、同意手続き**について、**石川県司法書士会等が設置する無料相談窓口**で相談可能な旨を事務連絡により周知。
- 「**所有者不明建物管理制度**」や**相続、不動産登記**等に関する**被災自治体職員向け相談窓口**（熊本県司法書士会に設置）を周知。

残置物の扱いの明確化

- 災害により損傷するなどし、不要なものとして**処分せざるを得ない家財・家電等を災害廃棄物とみなし**、家屋の解体と併せて撤去する場合は**補助対象**となる旨をマニュアルに追記。

応急修理制度との関係

- 「**応急修理制度**」を活用した場合は、原則公費解体の対象外だが、その後、液状化の進行などで改めて半壊以上の被害認定を受け解体・撤去が必要となった場合、公費解体の支援対象となり得る旨、マニュアル等により周知。

災害廃棄物の広域処理の拡充

- 今般の災害廃棄物発生推計量の増加を踏まえ、令和7年10月までの公費解体完了、令和7年度末までの処理完了に向け、県外での広域処理を推進する。
- 「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画」に基づき、環境省から、中部ブロック内に広域処理の協力を依頼するとともに、輸送の効率性を考慮し、近畿ブロック及び鉄道貨物輸送可能な関東ブロックについても依頼。石川県からも支援要請。

中部ブロック

- 大型車両で搬入可能な自治体処理施設への**道路輸送での広域処理**を実施中。5県(富山・福井・岐阜・愛知・三重)16市町村等で9/4以降順次受入処理開始。

富山県	砺波広域圏事務組合 新川広域圏事務組合
福井県	南越清掃組合
岐阜県	多治見市 土岐市 郡上市 中濃地域広域行政事務組合
愛知県	一宮市 安城市 東部知多衛生組合 西知多医療厚生組合 尾張東部衛生組合 小牧岩倉衛生組合 知多南部広域環境組合
三重県	桑名広域清掃事業組合 亀山市



北陸ブロック内で、宇出津港(能登町:7/11開始)、飯田港(珠洲市:7/30開始)を活用した**海上輸送**を実施。木くず等を搬出し、県外の民間施設で受入処理中。



関東ブロック

- 効率的な運搬が可能な**鉄道輸送での広域処理**を実施。東京都、川崎市、横浜市で9/27以降順次受入処理中。

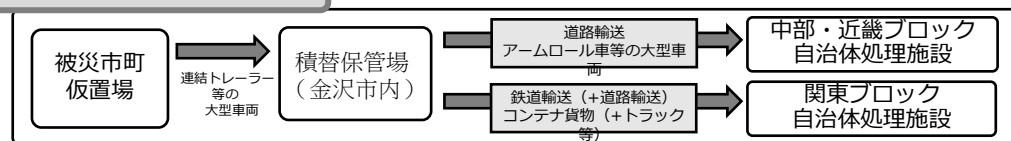
※今後、状況等に応じて受入先を順次拡充

近畿ブロック

- 大型車両で搬入可能な自治体処理施設への**道路輸送での広域処理**を実施予定。大阪府1組合(大阪広域環境施設組合)で順次受入処理予定。



陸上輸送 広域処理フロー



石川県創造的復興プラン

石川県創造的復興プラン 概要



石川県創造的復興プラン
(令和6年6月策定)

<プランの位置づけ>

「創造的復興の実現に向けた羅針盤」

県成長戦略に基づく施策の推進を県政運営の基本としつつ、地震からの復興に関する事項は、本プランに基づき推進。

<計画期間>

県成長戦略の目標年次である令和14年度末までの9年間

「短期」(2年後の令和7年度末)

「中期」(5年後の令和10年度末)

「長期」(9年後の令和14年度末)

<創造的復興に向けて>

- ・「地域が考える地域の未来を尊重する」
 - ・「あらゆる主体が連携して復興に取り組む」
 - ・「若者や現役世代の声を十分に反映する」
- など12の基本姿勢に基づき、創造的復興リーディングプロジェクトをはじめとする取り組みを通じて、創造的復興を成し遂げる。

※石川県創造的復興プラン概要(令和6年6月策定)より引用

石川県創造的復興プラン

施策の4つの柱

施策の4つの柱

1 教訓を踏まえた災害に強い地域づくり

インフラや施設の早期復旧と強靱化、災害廃棄物の処理促進、復旧事業者や支援者への支援、復旧・復興を通じた関係人口の拡大 など

2 能登の特色ある生業（なりわい）の再建

被災した事業者の早期再建に向けた支援、農林水産業の再建、伝統工芸産業や商店街の再建、観光産業の再建、新たなビジネスの創出 など

3 暮らしとコミュニティの再建

暮らしと住まいの再建、祭りや文化財の再建、文化・スポーツの力の活用、地域公共交通の再建、デジタル活用などスマートな生活の実現 など

4 誰もが安全・安心に暮らし、学ぶことができる環境・地域づくり

医療・福祉・子育て支援体制の充実強化、学びの環境の再建、豊かな自然環境を活かした能登の魅力の向上、被災者・被災地支援の充実、危機管理対応の充実と震災の検証 など

このうち、創造的復興の象徴的プロジェクトを「[創造的復興リーディングプロジェクト](#)」と位置づけ

御清聴ありがとうございました。
